

2. エコ通勤優良事業所認証制度って何？

○趣旨・目的

エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取組みを自主的かつ積極的に推進している事業所を優良事業所として認証し、登録する制度です。優良な取組み事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図ることを目的としています。

○認証・登録機関

公共交通利用推進等マネジメント協議会（認証制度事務局：国土交通省、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）が、認証・登録します。

○有効期間

有効期間は2年です。1年ごとに取組み状況の報告を行い、2回（2年分）の報告の内容により、有効期間を2年延長します。

○登録費用

無料です。

3. 認証を受けるメリットは？

1. 認証制度ホームページ（公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）などで、事業所名や取組み内容が公表されます。
2. 登録証が交付され、そのコピーや、ロゴマークが自社のホームページや印刷物などで自由に使用できます。
3. 特に優秀な取組みを行った事業所は、国土交通大臣表彰に推薦されることがあります。



参考 交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰

環境保全に関して公共交通機関の利用を促進する活動に積極的に取組み、顕著な功績のあった事業者等に対して、国土交通大臣より表彰状が授与されています。（令和4年度現在）

■受賞者の取組み



【令和4年度】
富士市の取組み



【令和3年度】
甲府市の取組み



【令和2年度】
あいちエコモビリティライフ
推進協議会の取組み
出典：愛知県（エコモビリティライフ）HP



【令和2年度】
霞ヶ浦地区環境行動推進協議会の取組み

■受賞者一覧と取組詳細 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000073.html

